

公立大学法人下関市立大学理事長補佐に関する規程

令和2年9月25日

規程第67号

(設置)

第1条 公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に、理事長補佐を置くことができる。

(職務)

第2条 理事長補佐は、理事長の命を受け、特に命じられた事務にあたり、理事長を補佐する。

(指名)

第3条 理事長補佐は、法人の運営に関し高い識見を有し、前条の職務を担当するにふさわしい能力を有すると認められる教員又は事務職員のうちから理事長が指名する。

(任期)

第4条 理事長補佐の任期は、1年とする。ただし、任期の始期が4月1日でない場合の理事長補佐の任期は、当該始期の属する年度の末日までの期間とする。

2 理事長補佐は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長補佐の任期は、指名した理事長の任期の終期を超えないものとする。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、理事長が欠けた場合の理事長補佐の任期は、後任の理事長が任命される日の前日までの期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、理事長補佐に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。